

「マイナンバー制度」

「マイナンバー」が通知されます、

平成25年5月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が公布されました。平成27年10月に「マイナンバー（個人番号）」が通知され、平成28年1月から社会保障などの行政手続で利用が始まります。

「マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）」とは

マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）は、「マイナンバー」に社会保障関係や税情報結び付け、同一人の情報であることの確認を容易にすることにより、行政の効率化を図るとともに、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現することを目的とした制度です。

マイナンバー制度の導入により、各種申請時に必要な所得証明書などの添付書類が不要になるなど行政手続が簡素化され、市民の負担が軽減されます。

また、所得状況や年金の受給状況などの情報が把握しやすくなるため、本当に困っている人へのきめ細かな支援の

実施が可能になります。

「マイナンバー制度の仕組み」

「マイナンバー」は、住民票を有する全ての人に12桁の番号が付番されます。付番された番号をもとに行政機関や地方公共団体などの複数の機関において、同じ人の情報を結び付けるとともに、ネットワークを介して、相互に情報の利用を行います。

また、法人等にも13桁の「法人番号」が付番されます。

「マイナンバーの利用範囲」

平成28年1月から、社会保障や税などの行政手続に「マイナンバー」が必要になります。「マイナンバー」は社会保障や税などの分野における、法律や自治体の条例で定めら

れた行政手続でしか利用することはできません。

また、税や社会保障の手続

マイナンバーは、
行政を効率化し、国民の利便性を高め、
公平・公正な社会を実現する社会基盤です。

公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行うことができます。

行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されます。



国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減されます。行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ったりできます。

においては、事業主などが個人に代わって手続を行うこととされている場合もあります。このため、勤務先などにもマイナンバーの提出を求められる場合があります。

「個人情報保護」

マイナンバー制度が導入されても、個人情報はいままでと同じように各行政機関が保有し、必要と認められる場合に限り、情報の照会・提供

を行う分散管理と呼ばれる方法で管理されますので、個人情報特定の機関に集約されることはありません。

また、行政機関や地方公共団体を監視・監督する第三者機関の設置、「マイナンバー」を利用する事務ごとにプライバシーへの影響評価の義務付け、罰則の強化などの保護措置が実施されます。

「今後のスケジュール」

平成27年10月から、皆さんへ「マイナンバー」を通知するための『通知カード』が住民票に登録された住所へ簡易書留にて郵送されます。

平成28年1月からは、社会保障や税などの行政手続で「マイナンバー」の利用が開始される予定です。また、「個人番号カード」の交付が開始されます。

平成29年1月からは国の機関の間で、7月からは国と地方公共団体、地方公共団体の機関の間で情報の照会・提供ができるようになります。これにより、今まで手続に必要なだった書類の添付が不要になります。